

被害にあわないための5か条

- ① 知らないものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

消費者ホットライン
188番
(局番なし)
お近くの消費生活相談窓口につながります

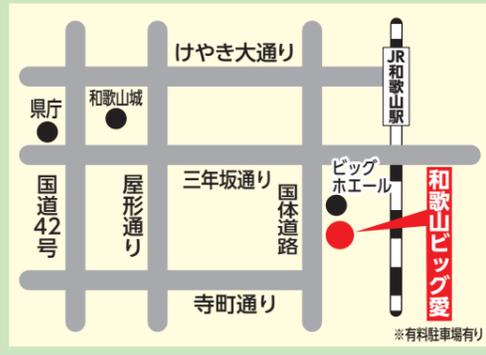
ひとりで悩まず相談しましょう



和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL:073-433-1551 FAX:073-433-3904



【相談受付時間】
平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)(祝日・年末年始は休み)

●市町村の相談窓口(専門の消費生活相談員による受付)

相談窓口	日時	電話番号	場所
和歌山市消費生活センター	月~金 9:00~16:00	(073) 435-1188	和歌山市役所 2階
海草地域消費生活相談窓口 ※海南市及び紀美野町に在住の方は利用できます。	月~金 9:30~16:00	(073) 483-8777	海南市役所 4階 市民交流課内
消費生活相談窓口(紀の川市・岩出市) ※紀の川市及び岩出市に在住の方は利用できます。	月曜 13:00~16:00 木曜 13:00~16:00	(0736) 79-3919 (0736) 61-6966	紀の川市役所 4階 相談室 ★ 岩出市役所 等 ★
橋本市消費生活センター	月~金 8:30~17:15	(0736) 33-1227	橋本市役所 1階
九度山町	月~金 8:30~17:15	(0736) 54-2019	九度山町役場 2階 産業振興課
消費生活相談窓口(橋本市・伊都郡) ※橋本市及び伊都郡各町に在住の方は利用できます。	第3火曜 13:00~16:00 第1火曜 13:00~16:00 第4火曜 13:00~16:00 第2火曜 13:00~16:00	(0736) 33-1227 (0736) 22-0300 (0736) 54-2019 (0736) 56-3000	橋本市消費生活センター かつらぎ町役場 九度山町ふるさとセンター 高野町役場
消費生活相談窓口(有田市・有田郡) ※有田市及び有田郡各町に在住の方は利用できます。	月曜 13:00~16:00 火曜 13:00~16:00 木曜 13:00~16:00 金曜 13:00~16:00	(0737) 83-0225 (0737) 64-1112 (0737) 23-7732 (0737) 52-2111	有田市役所 3階 産業振興課 湯浅町日図書館 ふるさと振興課内 広川町役場 1階 相談室 有田川町役場清水行政局 2階 応接室(第1金曜日) 金屋庁舎 1階 相談室(第1金曜日以外の金曜日)
日高地域消費生活相談窓口・巡回相談窓口 ※御坊市及び日高郡各町に在住の方は利用できます。	月~金 9:00~17:00	(0738) 52-5288	御坊市役所 1階
消費生活相談窓口(田辺市)	月・火・木 13:00~16:00	(0739) 34-2460	田辺市役所 自治振興課内
消費生活相談窓口(西牟婁郡) ※西牟婁郡各町に在住の方は利用できます。	第1水曜 13:00~16:00 第3水曜 13:00~16:00 第4水曜 13:00~16:00	(0739) 43-6588 (0739) 47-0550 (0739) 55-2004	白浜町役場 上富田町役場 すさみ町総合センター
新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口 ※新宮市及び東牟婁郡各町に在住の方は利用できます。	月~金 9:00~16:00	(0735) 29-7176	新宮市役所 3階 商工観光課内

★…日時・場所が変更される場合があります。お問い合わせください。
各窓口の開設日は、祝日・年末年始を除きます。

和歌山県消費生活センター 紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL:0739-24-0999 FAX:0739-26-7943



【相談受付時間】
平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始は休み)

あま〜い誘いに ご注意ください!

2022年4月1日から18歳で成年に!!
親の同意なしに様々な契約が一人のできるようになる一方で責任も生じます

お試し購入

「お試し」のつもりが
定期購入に!?



定期購入が条件になっていないかなど、
契約の内容や解約条件を確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」[初回〇円]「送料のみ」などと表示されていても、よく読むと、「〇か月以上の購入が必要」といった条件が、小さな文字で見えにくい部分に書かれていることもあり、注意が必要です。
- 商品を注文する前に、申込み最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 電話で解約しようとしてもつながりにくかったり、解約できても解約料を求められたりする場合があります。
- 契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販

代金を振り込んだけど、
商品が届かない!



インターネット通販を利用するときは慎重に!
詐欺サイトの可能性も!

- 大幅に値引きされた商品が販売されていたり、連絡方法がメールだけの通販サイトには注意が必要です。
- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
- 後日サイトがなくなっていることがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

詳しくは [消費者庁](#) [インターネット通販トラブル](#) [検索](#)

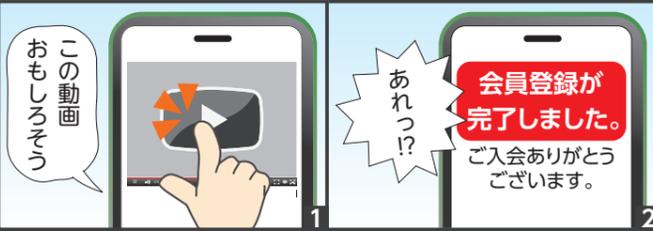
クーリング・オフ できない 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を! (局番なし)
消費者ホットライン **188番**
(お近くの消費生活相談窓口につながります)

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

ワンクリック請求

動画を見ようと
したら突然



ポイント

料金を支払わないで!

- 動画再生画面をタップしただけでは、「登録完了」と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

- 「退会手続」など、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

- 「トラブルを解決する」「個人情報削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害が増えています。注意しましょう。相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。お近くの公的機関の消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!

★しつこく表示される請求画面を削除するには(独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



契約は成立していない

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは 「これください」と申込み、「はい、〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで契約は成立します。いったん成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。

未成年者契約の取消 社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者等の保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより、未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額の契約、成人であると積極的うそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

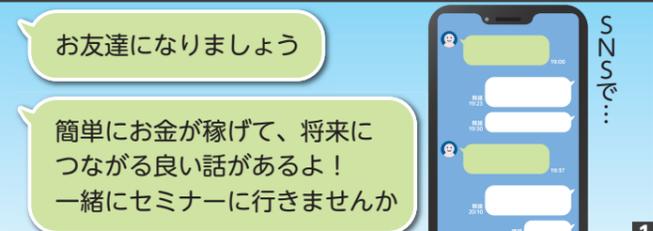
成年になったら気をつけて!!

悪質業者は未成年者契約の取消しができなくなって間もない人をターゲットにすることがあります。

2022年4月1日から「18歳」で成年です。 親の同意なしにさまざまな契約が一人でできるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。

マルチ商法

SNSで友達になった
人に誘われて



ポイント

「簡単にもうかる」といううまい話を信じてはいけません!

- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 扱う商品は暗号資産や海外事業への投資、情報商材、学習教材、化粧品、健康食品などさまざまです。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

クーリング・オフ **できる**

覚えておこう!クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったこととなります。
- ◎受け取った商品は送料を事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)
- ◎通信販売(インターネット取引含む)*
- ※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
- ※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。(期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

＜はがきの記入例＞

郵便はがき

〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇会社
代表者 様

〇〇〇〇〇〇

契約解除通知書

①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日

②商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇

③契約金額 〇〇〇〇〇円

④会社名 〇〇〇〇会社

⑤担当者名 〇〇〇〇

上記日付の契約を解除します。
なお既払額の〇〇〇円を返金し
商品を引き取ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

(契約者)
住所
氏名

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、美容医療 [※] 、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) ※脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど一部の美容医療	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引(サイドビジネス・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要と言って商品を買わせる販売形態「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。